平成２９年（フ）第１７号
京都府南丹市日吉町胡麻猫鼻８番地23
破産者　金本　依子
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第２３１号
奈良市西大寺栄町３番32―403号
破産者　木岡　豊美
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３１１号
奈良県桜井市大字慈恩寺915番地の１
破産者　エムケイ商会こと　川端　妙子
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３６６号
奈良県生駒郡安堵町大字西安堵812番地の36
破産者　栗本　正之
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１１６号
香川県さぬき市志度2214番地56
破産者　藤本　善郎
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３２号
愛媛県西条市丹原町北田野902番地８
破産者　山内　英昭
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１３３号
愛媛県西条市丹原町北田野902番地８
破産者　山内千恵子
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１３４号
愛媛県西条市丹原町今井300番地
破産者　宮田　松子
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１２９号
福岡県嘉穂郡桂川町大字寿命182番地１
ハーモニータウンＣ棟102号
破産者　園田　君子
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第６４号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新延207番地21
破産者　森部　俊幸
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第１０号
長崎県対馬市厳原町大手橋1148番地
破産者　武田　博信
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２９年（フ）第４９２号
熊本県上益城郡御船町大字滝尾597番地１
東借家
破産者　眞柴真寿美
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１５７号
大分市大字高瀬760番地の13
破産者　笠木　英行
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３９２号
大分市大道町５丁目４番32号（大和電業社第２ビル203）
破産者　佐藤　誠二
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２９年（フ）第２５号
北海道岩内郡岩内町字東山69番地10
破産者　杉山　省吾
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第２１号
群馬県沼田市上川田町2642番地２　関上上川田アパート　Ｂ号
破産者　筏井　隆次
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２９年（フ）第５２０号
千葉県我孫子市湖北台３丁目５番19号（101号）　メゾンミヤコ　湖北Ｉ
破産者　酒井麻衣子
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７５６号
千葉県松戸市五香南１丁目２番地の１　ガーデンコート松戸五香511号
破産者　馬場　　浩
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７５９号
千葉県松戸市小根本162番地の１
破産者　神山　　保
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８６６号
千葉県柏市根戸471番地３　太陽館・北柏
破産者　沼邉　義光
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部